

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

駐留軍関係離職者等臨時措置法

昭和33年時限法として成立。これまで10度延長。
平成25年5月16日に期限切れ。

- 駐留軍関係労働者は、国の施策である『米軍の基地再編等』に伴い、一時に大量に離職を余儀なくされるおそれがある。こうした特別の事情に鑑み、特別の措置を講じ、その生活の安定に資することとしている。

《具体的な施策の例》

- ・ 職業転換給付金(就職促進手当、訓練手当等)の支給
- ・ 特別給付金の支給

【現在の状況】

- 駐留軍関係労働者の雇用状況は国際情勢の変動に影響され依然として不安定。
- 平成18年に、日米間で合意した再編の実施のための日米ロードマップ等により、沖縄に所在する部隊の国外への移転や施設の返還等の再編を実施する予定。

今後、駐留軍関係離職者が発生する可能性

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

昭和52年時限法として成立。これまで7度延長。
平成25年6月30日に期限切れ。

- 漁業をめぐる国際環境が急激に変化しており、国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の減船に伴い、一時に多数の漁業関係離職者が発生するおそれがある。こうした特別の事情に鑑み、特別の措置を講じ、その生活の安定に資することとしている。

《具体的な施策の例》

- ・ 職業転換給付金(就職促進手当、訓練手当等)の支給

【現在の状況】

- マグロ類等の保存・管理措置の強化。
- ロシア連邦政府による流し網等の規制の強化。
- 各協定に基づく漁業交渉により漁獲割当等が変動。

今後、漁業離職者が発生する可能性

引き続き駐留軍関係離職者対策及び漁業離職者対策が必要

上記2つの法律について、それぞれ5年間延長する改正法案を提出

施行期日:公布日

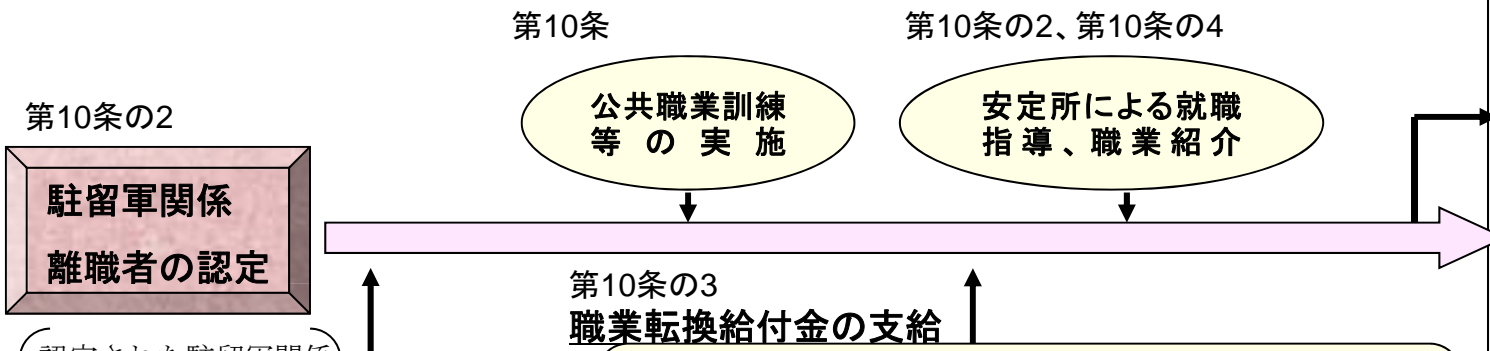
駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく対策

在日米軍の撤退・縮小等
(厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、在沖海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場以南の施設の返還等)

駐留軍関係離職者の発生

- 防衛省の支援**
- ・ 離職前職業訓練 (第10条第3項)
 - ・ 特別給付金の支給 (第15条)

<駐留軍関係離職者に対する支援>



認定された駐留軍関係離職者に対し、駐留軍関係離職者就職指導票を交付。3年間有効。

雇用保険支給

受給満了

求職者に対して支給

- 就職促進手当 (求職活動の促進とその生活の安定を図るための給付金)
- 訓練手当 (訓練受講期間に支給される給付金)
- 広域求職活動費 (広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金)
- 移転費 (就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)
- 就業支度金 (公共職業安定所の紹介による就職の促進又は事業開始に要する費用に充てるための給付金)

<事業主に対する支援>

事業主に対して支給

- 職場適応訓練費 (作業環境への適応を促進するための給付金)
- 特定求職者雇用開発助成金 (就職困難者の雇い入れを促進するための給付金)

開業
再就職

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策

